

合併協議会だより

10月15日、第22回合併協議会を緒方町で開催

「公立医療施設総合検討専門委員会報告書」を会長に提出。



第22回協議会（緒方町中央公民館）



第23回協議会（朝地町公民館）

10月30日、第23回合併協議会を朝地町で開催

52合併協定項目すべて協議確認。

公立おがた総合病院及び清川村国民健康保険直営診療所については、「公立医療施設総合検討専門委員会」の検討結果を踏まえ、合併までに調整する。

平成15年3月8日の第1回合併協議会から、協議を始めた合併協定項目は、今回の第23回合併協議会で、52協定項目がすべて協議確認されました。

2004

第20号

平成16年11月

第22回合併協議会

第22回合併協議会が10月15日、緒方町中央公民館で開催されました。

継続協議項目として、「病院・診療所の取扱い」について、公立医療施設総合検討専門委員会の土生洋一委員長から町村長連絡会で芦刈幸雄協議会会長に「報告書」が提出されました。

会長がこの「報告書」を協議会で報告しました。この報告を受け関係町村で協議が行われ、次回協議会において協議がされます。



あいさつをする山中博緒方町長

<継続協議の協定項目>

協定項目第35号 病院・診療所の取扱いについて

公立医療施設総合検討専門委員会の検討報告をまっ、協議をするため、継続協議となっていました。

大野郡5町2村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会 [平成16年10月14日]

報 告 書

公立医療施設総合検討専門委員会は、大野郡5町2村合併協議会の付託によって、公立おがた総合病院ならびに清川村国民健康保険直営診療所が、公立の医療施設として担うべき役割、他の医療施設との連携、機能分担に関する事項、経営形態、地域医療のあり方と経営効率化について、平成16年3月から今日まで、12回にわたって審議を重ねてきた。

時間的な制限の中で、審議が十分に尽くされたとは言いがたいが、委員会として付託された事項について報告書をまとめたので、大野郡5町2村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会設置規程第7条により報告する。

「清川村国民健康保険直営診療所に関して」

- 1) 中間報告にあるように、現行の設備、診療体制に基づき初期診療及び在宅医療等の支援を基本に、医療、保健、福祉の総合提供、いわゆる地域包括ケアを基本的役割とする。
- 2) 新市移行後、国保直営診療所として、経営の収益性を高めるように努める。ただし、新市に移行後、直ちに「公立医療施設評価委員会（仮称）」にて、民営化、公立おがた病院の附属診療所への移行も含めて経営形態を検討する。

「公立おがた総合病院に関して」

- 1) 公立おがた総合病院は、地域住民の安心と安全をまもるため、地域医療の充実に努めるものとする。そのため、地域にある医療機関との連携を深め、小児医療、救急医療、保健、福祉を含む包括的医療の充実に寄与すべきである。
- 2) 地域医療確保のため、現行の診療体制を基本に、県立三重病院等と連携を取り、相互に補完しあいながら、政策医療、二次医療を担うこととする。特に小児医療、救急医療については、今後とも、病院と診療所の機能分担を明確にし「病診連携」「病病連携」の理念のもと、広域に及ぶ連携を積極的に推進する必要がある。
- 3) 経営形態については、地方公営企業法全部適用（以下「全適」と表記）を新市発足より2年半以内に実施する。全適にすることは、現在の国の財政措置を考慮し、病院を取り巻く諸問題を自立的に解決し、経営責任を明確化でき、病院管理室の設置という負担はあるがより効率的な経営を実現できる可能性がある。全適実施後2年以内に経営が好転しない場合は独立行政法人、公設民営等さらに独立性を高めた経営形態を「公立医療施設評価委員会（仮称）」にて再検討する。

- 4) 経費面では最も構成割合の高い給与費の抑制が最大の課題である。自立した経営にあたっては、収支バランスを検討し、より収益性を図るため、職員給与の見直しを実施する。そのほか外部委託、適宜適正な職員配置、非常勤職員等の柔軟な活用等あらゆる経費節減の努力を検討実施すべきである。なお設備投資にあたっては、収益性を考慮し、経営上過大な負担にならないよう努める。
- 5) 一般会計からの繰出しは現在の基準ないしはそれ以下とする。繰出し基準は定期的に見直す。
- 6) 減価償却費等をその原資とする損益勘定留保資金は、可能な限り繰上償還に活用する。
* 損益勘定留保資金：収益的収入及び支出予算において現金支出を伴わないものを費用計上することによって留保される資金。
- 7) 外部監査制度の導入及び病院事業管理者の公募並びに新会計基準の導入を検討する。

「公立医療施設評価委員会（仮称）の設置」

以上の報告事項を実施するための検証機関として、新市発足後直ちに「公立医療施設評価委員会（仮称）」を設置する。報告の具体的実施の監査・検証を主旨とするが、具体的には、全適への移行状況の検証、新市発足後の経営状況の把握、評価、経営改善策実施後の検証、さらに全適移行後もその経営状況を検証し、改善が期待できない場合はさらなる経営形態の検討検証等を行う。また、清川診療所の経営形態を含めた経営状況の検証も行う。本委員会は、情報公開の原則に則り会議、資料を公開する。地域医療確保の観点から開設者、管理者、学識経験者及び民間関連団体より地方自治法第174条により委員会を設置する。

病院事業における地方公営企業法の「全部適用」について

地方公営企業（法）とは？

地方公営企業は、地方公共団体の経営する「企業」のことで、その内容について「地方公営企業法」に規定されています。地方公営企業法では、水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス事業をその対象と定めています。地方公営企業は、首長部局から独立した経営組織・管理者制度がとられ、企業として「独立採算」制度が経営原則となっています。

地方公営企業法の「一部適用」とは？

病院事業については、地方公営企業法の「財務規定」（特別会計の設置、企業会計方式）のみを適用する仕組みとなっており、この「財務規定」のみを適用するというのが、地方公営企業法の「一部適用」ということになっています。

地方公営企業法の「全部適用」とは？

病院事業については、前述の地方公営企業法の「財務規定」に加えて、条例で定めることで公営企業法の残りの規定である「組織に関する規定」、「職員の身分取扱いに関する規定」等も適用することができる仕組みとなっており、この公営企業法の規定の全部を適用するというのが、地方公営企業法の「全部適用」ということになっています。

※「条例で定める」とは地方公共団体の議会において、議決を要するということになります。

病院事業管理者とは？

管理者は、首長の一般的な指揮監督を受けず、法律によって与えられた広範な権限と責任を持ち、病院業務の運営にあたっては自治体を代表する立場になります。

(1) 管理者に付与される権限

- ①内部組織を定めること
- ②職員の任免、給与、勤務時間などの勤務条件、懲戒、研修及びその他の身分取扱いに関すること
- ③予算原案の作成及び首長への送付
- ④予算に関する説明書作成及び首長への送付
- ⑤決算の調製及び首長への送付
- ⑥議案作成に関する資料作成及び首長への送付
- ⑦資産の取得、管理及び処分
- ⑧契約の締結
- ⑨料金、使用料、手数料等の徴収
- ⑩一時借入を行うこと
- ⑪出納その他会計事務を行うこと
- ⑫証書及び公文書類の保管
- ⑬労働協約の締結
- ⑭行政庁の許認可のうち政令で定めるものを受けること
- ⑮その他法令等により管理者の権限とされる事項
- ⑯管理規定の制定（法令、条例、規則等の範囲内）

(2) 首長に留保されている権限

- ①予算の調製
- ②議会への議案提出
- ③決算を監査委員の審査及び議会の承認に付すること

「全部適用」後の職員の身分は？

「全部適用」になっても、地方公務員であることに変わりはありません。ただし、一般行政部局とは独立した「企業職員」となります。

「全部適用」後の給与は？ 一般の地方公務員の給与の額などは、人事委員会勧告を受け、条例で決定されていますが、「全部適用」後は人事委員会勧告の対象になりません。給与の種類及び基準は条例で規程されますが、給与の額及び支給方法等は、団体交渉のうえ労働協約を締結し、病院事業管理者が管理規定で定めることとなります。なお、給与の額は、地方公営企業法第38条により、「生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して」定めることとなっています。

第23回合併協議会

第23回合併協議会が10月30日、朝地町公民館で開催されました。

52協定項目のなかで継続協議でありました「病院・診療所の取扱い」が確認されました。

これにより、すべての協定項目の協議が終了し、今後は合併準備会で、調整事項が整理されていくこととなります。



あいさつをする羽田野昭太郎朝地町長

<確認された協定項目>

協定項目第35号 病院・診療所の取扱いについて

提案されていた協定項目は、原案どおり確認され、あわせて以下の協議書を作成するとともに、「公立医療施設総合検討専門委員会報告書」を添付することとなりました。

公立おがた総合病院及び清川村国民健康保険直営診療所については、「公立医療施設総合検討専門委員会」の検討結果を踏まえ、合併までに調整する。

大野郡5町2村合併協議会協定項目協議にかかる協議書

大野郡5町2村は、協定項目第35号「病院・診療所の取扱い」に関して、下記のとおり附帯事項について協議書を取り交わすとともに、新市発足後直ちに実施することとする。

記

1 協定項目の内容

〔協定項目第35号〕 病院・診療所の取扱いについて

2 協議結果の内容

(1) 公立おがた総合病院について

- ① 経営形態については、地方公営企業法全部適用(以下「全適」と表記)を新市発足より2年半以内に実施する。
- ② 全適実施後2年以内に経営が好転しない場合は独立行政法人、公設民営化等さらに独立性を高めた経営形態を「公立医療施設評価委員会(仮称)」にて再検討する。
- ③ 自立した経営に当たり、収支バランスを検討し、より収益性を図るため職員給与の見直しを実施する。そのほか外部委託、適宜適正な職員配置、非常勤職員等の柔軟な活用等あらゆる経費節減の努力を検討実施する。なお設備投資に当たっては、収益性を考慮し、経営上過大な負担にならないよう努める。
- ④ 一般会計からの繰出しは、現在の基準ないしはそれ以下とする。繰出し基準は定期的に見直す。
- ⑤ 減価償却費等を原資とする損益勘定留保資金は、可能な限り繰上げ償還に活用する。
- ⑥ 外部監査制度の導入及び病院事業管理者の公募並びに新会計基準の導入を検討する。

(2) 清川村国民健康保険直営診療所について

新市移行後、国保直営診療所として、経営の収益性を高めるように努める。ただし、新市に移行後、直ちに「公立医療施設評価委員会(仮称)」にて、民営化、公立おがた病院の附属診療所への移行も含めて経営形態を検討する。

(3) 公立医療施設評価委員会(仮称)の設置について

以上の協議結果を実施するための検証機関として、新市発足後直ちに「公立医療施設評価委員会(仮称)」を設置する。報告の具体的実施の調査・検証を主旨とするが、具体的には、全適への移行状況の検証、さらに全適移行後もその経営状況を検証し、改善が期待できない場合はさらなる経営形態の検討検証等を行う。また、清川診療所の経営形態を含めた経営状況の検証も行う。本委員会は、情報公開の原則に則り会議、資料を公開する。地域医療確保の観点から開設者、管理者、学識経験者及び民間関連団体より委員会を設置する。

編集・発行／大野郡5町2村合併協議会

〒879-7152 大分県大野郡三重町大字百枝1086番地の35(大原総合体育館内)
ホームページアドレス <http://www.ohnogun-gappei.jp> Eメール info@ohnogun-gappei.jp
TEL 0974-26-4139 FAX 0974-26-4148